平成30年10月中に海難審判所で言い渡された裁決が,ホームページに掲載されました。(H 30.12)

区分	海難審判所(東京) 1件	地方海難審判所(全国8箇所) 27件
事件種類(件)	乗 揚 1	乗揚9, 衝突9, 衝突(単)4,負傷2 施設損傷1,浸水1, 運航阻害1
関係船舶(隻)	貨物船 1	漁船19, 貨物船7, モーターボート4, 遊漁船2, 引船2, 自動車運搬船1, 旅客船1

平成30年10月中に言い渡された裁決28件のうち,海難審判所(東京)裁決1件[貨物船の乗揚事件]の概要をご紹介します。公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので,ご参考にしてください。なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/tokyou/tk30/28tk006.pdf

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、全国で発生した、以下の重大な海難を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合,又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船,100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【海難概要】A船(499トン)は、和歌山下津港外港に錨泊中、 走錨して紀の川河口の護岸沿いに設置された消波 ブロックに乗り揚げた。

【発生日時】 平成27年12月11日 03時10分

【発生場所】 和歌山県和歌山下津港(紀の川河口付近)

【死傷者】腰椎圧迫骨折,多発肋骨骨折(2人)

【 損 傷 等 】 船底外板に破口を生じ,のち廃船処理された。

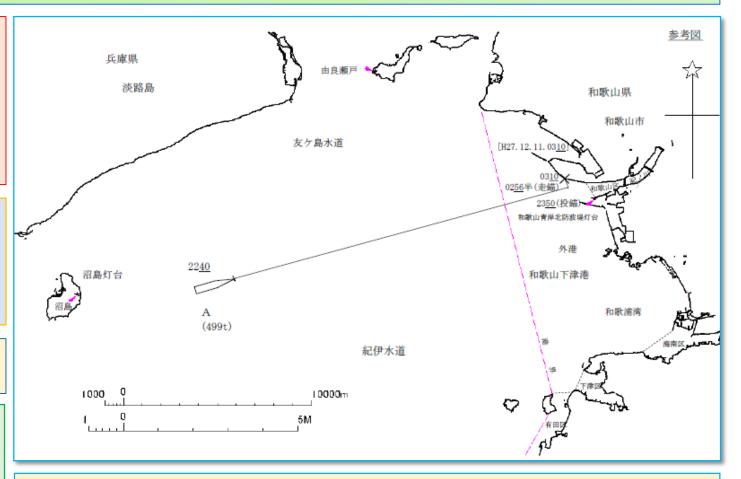
《原因》

荒天避泊のため予定を変更して大阪湾に向け北上中, <u>気象情報の確認が不十分</u>で, 当初の予定に戻して和歌山下津港に向かい, 同港外港で錨泊したところ, 増勢した南風と波浪を受け, 紀の川河口の護岸に向けて走錨した。

《懲戒》船長: 気象情報の確認を十分に行わなかった。 ⇒三級海技士(航海)の業務を1箇月停止

《原因の背景》

船長は、岡山県水島港から和歌山下津港外港に向かう途中、 荒天避泊のため予定を変更し、大阪湾に向けて北上していたと き、発達中の低気圧の接近により、和歌山市に<u>強風及び波浪</u> の各注意報、瀬戸内海及び四国沖北部に海上強風警報がそれ ぞれ発表されていたのを知っていたが、風勢が弱まって船体動 揺が小さくなってきたことから、既に低気圧が通過して今後風波 が強まることはないものと思い、気象情報の確認を十分に行わ ず、荒天避泊を取り止めて和歌山下津港外港に至り、錨泊した。



《関連事項》

- ・船長は、普段、荒天時に錨泊する場合、<u>双錨泊あるいは錨鎖7節ないし8節を伸出した単錨泊とした上で、守錨直を配置していた</u>ものの、平常時の港内では錨鎖5節の単錨泊とし、守錨直は配置していなかった。
- ・船長は、本件時、通常時の港内と同様、<u>錨鎖5節の単錨泊とし、守錨直は配置してな</u> <u>く</u>、自室で就寝していた。